

第52回 横浜市屋外広告物審議会

次 第

日 時 平成26年 1 月27日（月曜日） 10時から12時まで

会 場 横浜市庁舎 5階 関係機関執務室 1

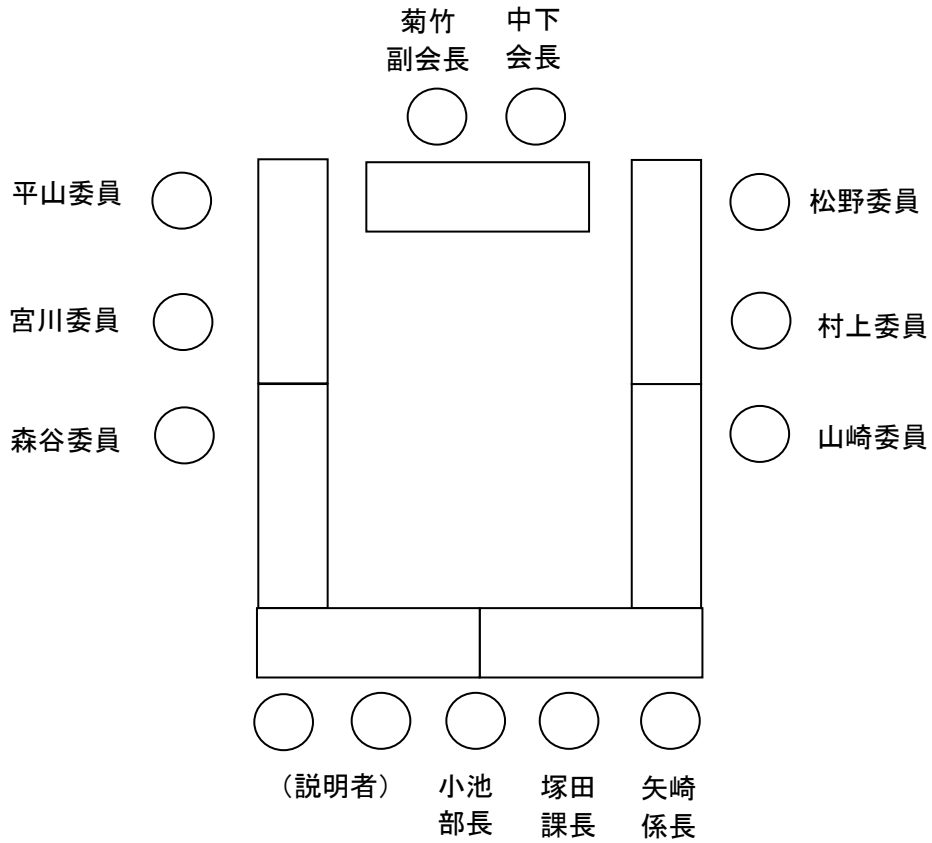
次 第

議事 1 横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例について
（審議）

議事 2 屋外広告物に関する具体的な取組について（報告）

【第 52 回横浜市屋外広告物審議会座席表】

会場： 横浜市庁舎 5階 関係機関執務室 1



(出入口)

第29期横浜市屋外広告物審議会名簿

(委員名は五十音順)

任期 平成24年12月 1日から

平成26年11月30日まで

	氏名	役職名
会長	中下 裕子	弁護士
副会長	菊竹 雪	首都大学東京・同大学院教授
委員	岩村 和夫	東京都市大学・同大学院教授
〃	諏訪 恵一	横浜市屋外広告美術協同組合理事
〃	平山 正晴	横浜市町内会連合会委員
〃	松野 勲	クリエイティブ・ディレクター
〃	宮川 眞壽美	横浜商工会議所 議員
〃	村上 弘一	横浜市商店街総連合会副理事長
〃	森谷 保	神奈川県県土整備局都市部都市整備課長
〃	山崎 洋子	作家

屋外広告物審議会 事務局名簿

役 職 名	氏 名
都市整備局地域まちづくり部長	小池 政則
都市整備局景観調整課長	塚田 洋一
都市整備局景観調整課景観調整係長	矢崎 将一

審議事項：横浜市屋外広告物条例第 19 条に基づく許可の特例について

1 論点

(1) 横浜スタジアムの照明塔への広告掲出については、昨年、第 49 回審議会での審議を踏まえ、横浜市の「スポーツ振興、支援」の政策に基づく「その他の理由」による「許可の特例」として取り扱いました。

(2) 今回は、前回から意匠が変更されています。また、設置箇所も増える予定であるため、許可の取扱いを決める必要があります。

2 事務局としての考え方

(1) 前回から掲出する理由には変更がないため、横浜市の「スポーツ振興、支援」の政策に基づく「その他の理由」に該当する。

(2) 色彩他のデザインや設置個数についても「景観を阻害しない」と認められる。

以上の2点から、昨年と同様、「その他の理由」による「許可の特例」として取り扱うことが適当であると考えます。

[参考条文]

○横浜市屋外広告物条例

(禁止物件)

第 7 条 次に掲げる物件には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

(8) 送電塔、テレビ塔、照明塔その他これらに類するもの

(許可の特例)

第 19 条 市長は、特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等又はその表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるものについては、第 9 条第 2 項(前条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、第 9 条第 1 項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の許可をすることができる。

2 市長は、前項の規定により第 9 条第 1 項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の許可をしようとするときは、あらかじめ、第 47 条第 1 項に規定する横浜市屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。

○横浜市景観計画「関内地区における景観計画」

第 6 景観重要公共施設の整備に関する事項

2 (1) 横浜公園

イ 公園周囲のスクラッチタイルの塀が形成する、周辺の建築物と調和した景観を維持する。

エ 公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物は、広告面の背景色(地の色)を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

報告事項：屋外広告物に関する具体的な取組について

1 趣旨

第 51 回審議会にて検討した「屋外広告物に関する施策の今後の方向性」を踏まえて、具体的な取組について報告します。

2 事務局としての考え方

次のとおり、屋外広告物に関する取組を進める上での考え方を明確にして、今後の方向性に沿った新たな取組を推進していきます。

(1) 取組を進める上での基本的な考え方（案）

- ① 地域のまちづくりや文化的な活動における屋外広告物（サイン）の持つ多面的かつ重要な役割を尊重します。
- ② 「横浜サイン（横浜の魅力ある景観をつくる屋外広告物）を広める」という目標（ビジョン）を全市的に共有します。
- ③ 屋外広告物（サイン）に関する情報やニーズを掴み（キャッチ）、課題解決に向けた新たな取組に挑戦（チャレンジ）します。

(2) 新たな取組

ア 【分野 1】 良好な景観の形成又は風致の維持に向けた取組

《方向性 1》「横浜サイン・フォーラム」は平成 25 年度から実施します。

イ 【分野 2】 条例等に違反した屋外広告物の是正又は屋外広告業者の取締り

《方向性 5》屋外広告業者の処分に関する基準（仮称）の策定と並行して、悪質な業者の取締りに向けて、警察との連携も視野に入れながら、調整を進めます。

ウ 【分野 3】 審査基準やガイドライン等に基づく適正かつ効果的な規制及び誘導

《方向性 7》「屋外広告物の審査に関する基準（仮称）」は（別紙 2-1）のとおり、平成 25 年度中の策定を予定しています。

また、《方向性 6》「横浜サイン・ガイドライン」は、平成 27 年度中の策定を目指して、平成 26 年度から検討を行います。このガイドラインは、法定の審査基準とは性格は異なり、強制力を持ちませんが、「横浜の魅力ある景観をつくる屋外広告物」を広めるために必要な規範事例や協議方針等を記載することを考えています。

報告事項：屋外広告物条例の審査に関する運用基準等の策定について

1 趣旨

平成23年10月に屋外広告物条例が全面改正されたことに伴い、屋外広告物条例に基づく許可申請への審査の取扱いを明確にするため、条例の考え方や運用基準を整理し、市民意見公募を行った上で「横浜市屋外広告物条例及び同解説」として公開します。

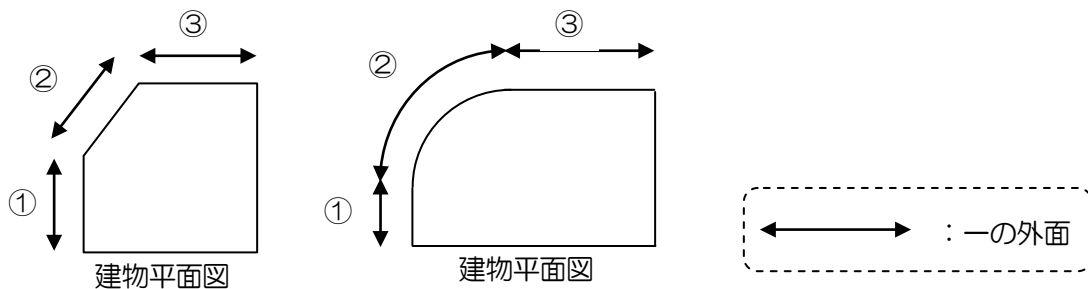
2 内容

逐条解説の構成とし、それぞれの項目ごとに条例の目的や規定している内容や、審査を行う際の運用基準などについて解説します。

(例1) 建築物等の外面を利用する広告物に関する考え方

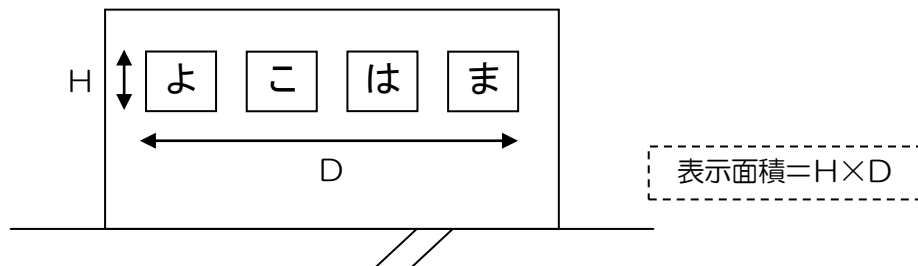
建物の壁面等に広告物を表示等する場合、一の外面における当該広告物等の表示面積の合計は、原則として当該外面の面積の10分の3以下としなければなりません。

ここでいう「一の外面」は広告物を表示等する外面を意味しており、角度が変わる面や連続していない面は一の外面としてはみなされません。また、広告物を曲面に表示等する場合は、一の曲面を一の外面として扱います。



(例2) 広告物の表示面積に関する運用基準

建物の壁面等に広告物を表示等する場合、一連の内容を表示等する場合は、文字と文字の間も表示面積に算入されます。



(例3) 屋外広告物条例第6条に掲げる指定地域における適用の除外の取扱いについて

手続きの流れや、必要書類等について解説します。

3 今後の手続きのスケジュール

- | | |
|-----------|--|
| 平成26年1月 | 屋外広告物審議会にて報告 |
| 平成26年2～3月 | 市民意見公募（2月17日～3月16日） |
| 平成26年3月 | 「横浜市屋外広告物条例及び同解説」を策定・公開
意見に対する考え方、対応の公表 |
| 平成26年4月～ | 必要に応じて内容の補完、更新 |

【参考】横浜市行政手続条例

（審査基準）

- 第5条 市長等は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。
- 2 市長等は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
- 3 市長等は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

審議事項：屋外広告物に関する施策の今後の方向性について

1 論点

参考(第45回審議会資料)「横浜市におけるこれからの屋外広告物政策の推進に関する提言(以下、「提言」といいます。)」を踏まえ、6つの提言を3つの分野に整理します。さらに、この3つの分野におけるこれまでの取組みと課題を振り返るとともに、今後の方向性を検討します。

2 事務局としての考え方

次のとおり、今後の方向性に基づき、屋外広告物に関する施策を推進していきます。

6つの提言	3つの分野	これまでの取組み	今後の方向性
<p>(提言1) 『横浜スタイル』の広告物</p> <p>(提言6) 景観や広告物に関する市民意識の醸成、市民PRの促進</p>	<p>【分野1】 良好な景観の形成又は風致の維持に向けた取組</p>	<p>[取組み1] パネル展の開催 ⇒9月10日の「屋外広告の日」に合わせて、市の屋外広告物の制度のPRを行ってきました。平成25年度からは、横浜の魅力ある景観をつくる屋外広告物を「横浜サイン」と名付け、実際の広告物の写真やポスターを展示しています(別紙1)。</p>	<p>《方向性1》 横浜サインフォーラムの開催 ⇒市施策PRとともに、関係者の意識の向上を目的に、有識者による講演会などを行います。 《方向性2》 「横浜・人・まちデザイン賞」など他の表彰制度との連携 ⇒パネル展での表彰などを検討していきます。</p>
<p>(提言4) 違反広告物対策の強化</p>	<p>【分野2】 条例等に違反した屋外広告物の是正又は屋外広告業者の取締り</p>	<p>[取組み2] 屋外広告物法に基づく路上違反広告物の簡易除却 ⇒業務委託によって効果的に実施しています。 [取組み3] 公共掲示板「まちの広告板」の設置 ⇒時代変化によって設置目的を果たしたと考えます。 [取組み4] 屋外広告業の登録制の導入 ⇒登録24件、特例による届出882件です。</p>	<p>《方向性3》 行政と地縁組織の連携による地域協働パトロールの拡充 ⇒違反広告物を掲出させない地域づくりを進めます(別紙2)。 《方向性4》 市民や関係団体による違反広告物に関する通報の促進 ⇒制度を周知し、市民等による通報を促します(別紙2)。 《方向性5》 「屋外広告業者の処分に関する基準(仮称)」の策定 ⇒県など関係自治体と検討を進めています。</p>
<p>(提言2) まちづくり施策と広告物施策の連携</p> <p>(提言3) 新しい形態の広告物への対応</p> <p>(提言5) 公共物を利用した広告事業の質的向上</p>	<p>【分野3】 審査基準やガイドライン等に基づく適正かつ効果的な規制及び誘導</p>	<p>[取組み5] 景観計画や景観条例に基づく景観協議 ⇒条例に上乗せした規制が可能となっています。 [取組み6] 条例の改正による映像装置の規制強化 ⇒表示面積の4倍換算など、規制が強化されました。 [取組み7] 行政財産等への屋外広告掲出ガイドラインの策定 ⇒内規に基づき、行政財産にふさわしい広告物とする調整を行っています。</p>	<p>《方向性6》 「横浜サインガイドライン(仮称)」の策定 ⇒景観面に加え、安全性の確保や光害対策も含めて、国や他自治体、関係団体と連携しながら検討していきます。 《方向性7》 「屋外広告物の審査に関する基準(仮称)」の策定 ⇒許可申請の審査における様々な課題については、審査基準の策定及び更新による迅速な対応を検討していきます。 《方向性8》 「公共サイン(案内・誘導サイン)ガイドライン」の改訂 ⇒防災情報やIT対応などとの連動も検討していきます。</p>